

令和元年6月24日現在

機関番号：32641

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K02729

研究課題名(和文) 宣命における和漢混淆の実体解明

研究課題名(英文) Elucidation of Japanese-Chinese mixture in Senmyo.

研究代表者

池田 幸恵 (IKEDA, Yukie)

中央大学・文学部・教授

研究者番号：10315228

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：宣命の研究は、従来、奈良時代の続日本紀の宣命を中心に行われ、その語彙はほぼ和語であると見なされ訓読されてきた。一方、平安時代の宣命は定型化が進んだものとして研究されることが少なく、日本語史の資料としてもあまり重視されてこなかった。しかし、平安時代後期には、摂関政治の終焉などのそれまでとは異なる政治状況に応じ、新たな宣命文が作成されていた。それらの中には多くの漢語語彙が使用されており、和文の中に漢語が入る形で、広い意味での和漢混交が起こっていたことを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

従来、日本語史の研究対象として取り上げられることのなかった平安時代後期の宣命を取り上げ、その語彙の性格について考察した。その中に含まれる漢語語彙には、これまでは明治時代の使用例しか見いだせていなかったり、辞書類に立項すらされていない語もあり、日本における漢語使用のあり方に新たな知見を得ることができた。また、歴史資料の語彙という点から見れば、日本古代史研究の一助にもなると思われる。さらには、平安時代後期の宣命のコーパス化を計ることができれば、宣命を日本語史の資料として広く利用できるようになると考えられる。

研究成果の概要(英文)：Traditionally, studies on Senmyo have been conducted mainly based on the ShokuNihongi in the Nara period, and most of its vocabulary has been regarded as native Japanese and read by KUN pronunciations. On the other hand, Senmyo in the Heian period has been rarely studied as a generally fixed one, and it has not been used as a material of Historical Japanese. However, in the late Heian period, Senmyo was established according to different political situations such as the end of the regent and chancellor politics. A lot of Sino-Japanese words were used in the Senmyo. This study clarified that Japanese-Chinese mixture had occurred in the Senmyo, with Sino-japanese included in native Japanese prose.

研究分野：日本語史

キーワード：宣命 公卿日記 漢語 和漢の混淆 語彙

1. 研究開始当初の背景

宣命の研究は、従来、『続日本紀』に収められた 62 詔の宣命を中心に行われてきており、『日本後紀』以下の平安時代の国史に収められた宣命や、本研究で取り上げた、平安時代の公卿日記に残された宣命については、ほぼ等閑視されてきた。そのため、これらの宣命の語彙の性格についても考察されたことはなかった。

2. 研究の目的

本研究においては、公卿日記に残された宣命の語彙の中でも、特に漢語語彙に注目して考察を行う。宣命は和文の詔勅であるため、続日本紀宣命を対象とした従来の宣命研究においては、使用される語彙は和語であると見なされ、ほぼ全文が訓読されてきた。そして、平安時代の宣命を対象としたごく少数の研究においても、その語彙の多くが訓読されてきた。しかし、平安時代の宣命では、新たな事態に応じた宣命文を作成する際、多くの漢語語彙が使用されるようになったと考えられる。平安時代の宣命文から漢語語彙を見つけ出し、それらの語が平安時代のどのような文献群において用いられているのかを明らかにしたうえで、それらの語の音読可能性をさぐり、そのよみを確定するのか本研究の目的である。宣命のよみを確定することができれば、現在整備が進みつつある続日本紀宣命に続き、日本語歴史コーパスに組み込むことも可能になり、平安時代の語彙研究に大きく寄与できると考える。

3. 研究の方法

公卿日記に残された宣命の中から、字音よみする可能性のある語彙を取り出し、それらの語が、他のどのような文献群に用いられているかを検討し、それらの語の音読可能性を考える。比較対象とした文献群は、奈良時代から平安時代初期の国史(五国史)に収められた宣命、「六国史」の本文、平安時代の公卿日記の本文、平安時代の和文資料、古辞書等である。

4. 研究成果

本研究では、宣命に使用される語彙の通時的な考察を行うため、続日本紀宣命から公卿日記に残された宣命までを通じて使用例の見られるものを考察対象とする必要がある。長期間に亘って用例が見られるものとしては、即位宣命や立太子宣命、立后宣命などもあるが、それらの語彙については別に考察したこともあるため、本研究においては、大臣を任じる際に用いる任大臣宣命を考察対象とした。ここでは、その結果について述べることとする。

(1) 続日本紀における任大臣宣命

続日本紀には 4 例の任大臣宣命が収められている。これらはいずれも平安時代の儀式書などに見られる定型文とは異なっており、定型文ができる以前のものであると言える。

【表 1】続日本紀における任大臣宣命

詔番号	任官者	官職	定型
26	恵美押勝	太師(太政大臣に相当)	×
36	道鏡	太政大臣禪師	×
40	藤原永手	右大臣	×
41	藤原永手 他	左大臣 他	×

任大臣宣命の定型文とは、以下に挙げる『朝野群載』巻 12 内記の「任大臣宣命書様」と同様のものを指す。

【用例 1】

天皇我詔旨良万止宣大命乎親王諸王諸臣百官等天下公民衆聞食止宣。食國乃法止定賜比行賜倍留國法隨仁先立云々止右大臣正二位藤原忠平朝臣乎左大臣官尔任賜布。又宣久大納言正三位藤原定方朝臣波於朕天近親尔毛在。又可-仕奉-支次尔毛在尔依天奈牟右大臣官尔治賜久止勅不天皇大命乎衆聞賜止宣。

(2) 「四国史」における任大臣宣命

『日本後紀』から『日本三代実録』までの「四国史」には 5 例の任大臣宣命が収められている。これらは、定型文そのものや定型文をふまえたものの他、定型文とは異なるものもあるが、先行研究においては、『日本三代実録』の元慶 4 年 12 月 4 日条の宣命文の中に使用されている「摂政」の語以外は、すべて和語で訓読されてきている。

【表 2】「四国史」における任大臣宣命

国史名	宣布日	任官者	官職	定型
続日本後紀	承和 11 年 7 月 2 日	源常 他	左大臣 他	

文徳実録	斉衡 4 年 2 月 19 日	藤原良房 他	太政大臣 他	×
三代実録	貞観 12 年 1 月 13 日	藤原氏宗 他	右大臣 他	
三代実録	貞観 14 年 8 月 25 日	源融 他	左大臣 他	
三代実録	元慶 4 年 12 月 4 日	藤原基経	太政大臣 他	×

【用例 2】日本三代実録・貞観 12 (870) 年正月 13 日条

天皇我詔旨良万止勅命乎親王諸王諸臣百官人等天下公民衆聞食止宣。比年乃間国家毛弊衰太礼波公費在倍岐政波行給波之止所念行止毛食国之法止定行賜部留法隨以先立先立止正三位藤原氏宗朝臣波御代御代尔公務乎日夜止不云勤勞奉仕尔依天奈毛右大臣官尔上賜治賜布。又宣久継々奉仕部岐次第止之天奈毛正三位源融朝臣・從三位藤原基経朝臣乎大納言官尔從三位源多朝臣・從三位藤原常行朝臣乎中納言官尔正四位下源朝臣勤・正四位下在原朝臣行平・正四位下藤原朝臣良世乎參議尔任賜久止勅布天皇我大命乎衆聞食止宣。

上の例は、定型文にある「食国之法止定行賜部留法隨以先立先立止」という文言をもつものの、「比年乃間国家毛弊衰太礼波公費在倍岐政波行給波之止所念行」御代御代尔公務乎日夜止不云勤勞奉仕尔依天奈毛」などの定型以外の文章も含んでいるため、定型文に準じるものとして、分類では「 」としている。

このように見てみると、任大臣宣命は、『続日本紀』ではいまだ定型文ができていないものの、平安時代ごく初期に定型文ができあがり、「四国史」の範囲においては、定型文や定型文をふまえたものが使用されるようになっていたことが分かる。また、定型を離れたものでも、その文章はほぼ全文を和語で読むことのできるものであった。

(3) 公卿日記における任大臣宣命

【表 3】公卿日記の任大臣宣命

宣布日	任官者	官職	定型
正暦 2 年 9 月 7 日	藤原為光 他	太政大臣 他	×
保延 2 年 12 月 9 日	源有仁 他	左大臣 他	
久安 5 年 10 月 25 日	藤原忠通	太政大臣	×
久安 6 年 8 月 21 日	藤原実行 他	太政大臣 他	×
保元 2 年 8 月 19 日	藤原宗輔 他	太政大臣 他	×
仁安元年 11 月 11 日	藤原経宗 他	左大臣 他	
仁安 3 年 8 月 10 日	藤原忠雅 他	太政大臣 他	×
安元 3 年 3 月 5 日	藤原師長 他	太政大臣 他	×
治承 3 年 11 月 15 日	藤原基通	内大臣	×

公卿日記には、左の表に示したように 9 例の任大臣宣命を収めるが、定型文がそのまま用いられたものはなく、使用される語彙にも音読可能性のある語が増えてくる。

次に挙げる例は、『権記』に収められた正暦 2 年 9 月 7 日条の宣命である。藤原為光を太政大臣に任じるほか、源重信や藤原道兼を右大臣や内大臣に任じるという

ものであるが、前半の太政大臣に任じるという部分は、定型文とは異なる文言が多く用いられている。

【用例 3】

天皇我詔旨良万と勅御命乎親王諸臣百官人等天下公民衆聞食と宣。太政大臣乃官八、撰政正二位藤原道隆朝臣乃可任なり。而謙讓心神之内大臣乃官を毛辞申天支。此般猶令昇進め八彼心尔違ぬへし。右大臣從一位藤原為光朝臣八数代に歴仕へ天朝乃重臣とあり。仍殊尔太政大臣乃官仁上給比治賜布。正二位行大納言源朝臣八可供奉支次尔有尔依天右大臣乃官尔任賜布。正二位行權大納言藤原道兼朝臣八朕乃親舅なり。朝恩を可蒙幾人なるに依天な牟殊尔内大臣乃官尔任賜布。(以下略)

【表 4】他文献での使用

	六国史	古記録	色葉字類抄
謙讓			
心神			
昇進			
数代			
重臣			
朝恩			

この宣命は、太政大臣には藤原道隆を任じるべきであるが、彼が辞退したため藤原為光を任じるというものである。その経緯を述べる前半部分は定型文とは異なり、下線を付したように音読可能性のある語彙が多く使用されている。これらの語が、「六国史」や古記録本文に使用例があるか、また平安時代の古辞書『色葉字類抄』で音読されているかを調べてみると、【表 4】のようになる。なお、『色葉字類抄』

に音読が掲載されている語には「 」読みは掲載されていないものの、収録された箇所から音読であることが分かる語には「 」を付している。

このような任官の経緯を述べる部分には決まった表現がなく、それぞれの事態に応じて記述されるため、これまでの宣命には見られなかった語句が用いられるが、それらには音読の可能性の高い語が散見される。以下の例も同様である。

【用例 4】久安 5 (1149) 年 10 月 25 日条

天皇我詔旨止勅御命乎親王諸王諸臣百官人等天下民衆聞食止宣。撰政從一位藤原朝臣者宗門相繼天國乃賢佐奈里。忠貞乃心遠持天先々乃御世与里天下乃政遠相穴奈比助奉留事毛無之。因茲天太上天皇乃

国乃詔命尔毛撰政之職尔治賜都留事在之加波、朕我踐祚乃始米万機遠朽折之志功績軼古多里。加之須襁祿尔在之時与里補導保護仕奉古登年久志。君臣之道乎雖存毛孫祖之義尤厚之。頃年毛旧例乃任尔早久太政大臣乃官仁上賜波武登念御坐之遠、謙損乃心弥深久志天先朝乃御宇尔件官遠辭退世里。而有所思天太政大臣乃官尔上給比治賜布登勅布。但撰政之職波今毛強答尔勤仕奉礼登勅御命遠衆聞食世登宣。

【用例 5】仁安元（1166）年 11 月 11 日条

天皇我詔旨良麻度勅大命乎親王諸王百官人等天下公民衆聞食度宣。食国乃法止定賜比行賜倍留国法隨尔先立先立度右大臣正二位藤原經宗朝臣乎左大臣乃官尔、内大臣正二位藤原兼実朝臣乎右大臣乃官尔上給比治賜不。又宣久正二位行権大納言平清盛朝臣者勲勞久積安全社稷世利。其功振古尔毛少比類計礼者無酬賞也者可有止殊尔内大臣乃官尔任賜者久度勅御命乎衆聞食登宣。

【表 5】他文献での使用

	六国史	古記録	色葉字類抄
勲勞			
安全			
社稷			
振古			
比類			
酬賞			

【用例 4】は藤原忠通を太政大臣に任じる宣命であるが、以前から太政大臣に任じようとしていたけれど辞退されてきたという経緯を語る部分で音読していたと思われる語が多数使用されている。また【用例 5】は前半部分は定型文の通りで「食国乃法止定賜比行賜倍留国法隨尔先立先立度」という文言が用いられ、ほぼ和語で訓読できる。しかし後半の平清盛を内大臣に任じるという部分では、

「勲勞」「安全」「社稷」などの語が用いられ、清盛の勲功が比類のないものであるという任官の理由を述べている。これらの語も、【表 5】に示したように、古記録の本文に用いられていたり、『色葉字類抄』に音読の根拠があったりと、やはり音読されていた可能の高い語だと言える。

このように見てみると、任大臣宣命は、平安時代のごく初期にほぼ和語で訓読できる定型文が成立し、任官の儀式で読み上げられるようになったものの、時代が下ると、それぞれの事態に応じた任官の理由・経緯等が語られるようになり、その新たに付け加えた部分に音読する漢語が加えられていったという変遷が見て取れる。

和文の詔勅である宣命は、もともと漢文の詔書を起源とし、それを和文化的にいき、ほぼ訓読できるように定型的な表現ができあがった。しかし、平安時代も後期になり、その語彙には多くの漢語を含むようになったのである。「漢」から「和」へと進んだものに「漢」の要素が付け加えられるという、宣命語彙の変遷が指摘できる。

(4)「～の心」という表現

和語から漢語への平安時代における使用語彙の変遷という点から宣命を見てみると、宣命で多用される「～の心」という表現にも注目できる。

続日本紀宣命における「～の心」

続日本紀宣命には 47 例の「～心」の例があるが、その多くは、天皇が臣下に対して忠誠心を求める表現の中での「～の心」である。

- ・明支浄支直支誠之心以而御称々而緩急事無久務結而仕奉（第 1 詔）
- ・以明浄心而朕乎助奉仕奉（第 2 詔）
- ・王臣百官人等乃浄明心以而弥務尔弥結尔阿奈々比奉輔佐奉奉（第 3 詔）
- ・祖父大臣乃明久浄岐心以御世累天下申給比朝廷助仕奉利（第 26 詔）
- ・是以天明久浄岐心以天仕奉（第 28 詔）
- ・自今以後仁方明仁貞岐心乎以天可仁可仁止念佐末多事奈久之天教賜乃未仁未奉侍（第 31 詔）

これらの「明・浄（清）・正（貞）・直」は、天武天皇の定めた位階に基づく表現であり、続日本紀宣命では、これらを二つ乃至三つ挙げて、天皇に仕える心構えを説くものが多い。

「四国史」宣命における「～の心」

「四国史」宣命においても、同様の天皇が臣下に対し忠誠心を求める表現の例は見られるものの、続日本紀宣命で多用された「明」「浄」などの徳目より「忠」や「直」が好まれるようになる。

- ・清真心乎毛知此皇子乎輔導伎（日本後紀・大同 4 年 4 月 1 日条）
- ・是以々正直之心天天皇朝廷乎衆助仕奉（続日本後紀・天長 10 年 3 月 6 日条）
- ・今毛又忠貞留心乎持天食国乃天下乃政乎相安奈那比申賜比助奉留（文徳実録・天安元年 2 月 19 日条）
- ・清直心乎持天皇太子乎輔導岐仕奉天（三代実録・貞観 18 年 11 月 29 日条）

また、続日本紀宣命とは異なり、大臣等がどのような心で天皇に仕えてきたのかという文脈で「～の心」が用いられるようになり、そこでは「閑退」「謙挹」のように音読可能な語が使われるようになっている。

- ・存閑退之心執高讓之節（三代実録・元慶 8 年 6 月 5 日条）
- ・大臣素懷謙挹心必固辞退天（三代実録・元慶 8 年 6 月 5 日条）

公卿日記の宣命における「～の心」

公卿日記の宣命では、続日本紀宣命に頻出していた忠誠心を求める表現の例はごく少数になり、皇太子や大臣が遜る心で仕えてきたという文脈で「～の心」が用いられるようになる。「忠貞」という語は、文徳実録宣命では「忠貞留心」と「留」の万葉仮名が表記されていることから、和語で「まめにさだかなるこころ」と読むと考えられるが、公卿日記では「忠貞乃心」と「の」の万葉仮名があることから、「チュウテイのこころ」と音読するものと思われる。

この他の謙遜表現も和語で「へりくだるこころ」と読むことも可能であるが、「謙譲」「謙遜」などは、それぞれ音読する方が自然であると思われる。

- ・而謙讓心神_之天内大臣乃官を毛辞申_天支（正暦2年9月7日条）
- ・謙損之心益深久休退之思弥苦_奈礼波（寛仁元年8月9日条）
- ・関白従一位藤原朝臣波忠貞乃心乎持天下乃政乎相穴_な比助奉_利（保延2年12月9日条）
- ・謙損乃心弥深久志_天（久安5年10月25日条）
- ・国乃元老_奈利止推讓義厚久搦謙心深_臣官尔上給比治賜布（久安6年8月21日条）
- ・清直乃心乎持_皇太子乎輔導_支仕奉_皇（仁安3年2月19日条）

このように見ると、平安時代後期の宣命においては漢語の使用が増え、広い意味での和漢混交が進んでいると考えられる。

このような、従来は和語で読まれていた文献の音読可能性をさぐるという研究には、王(2011)などがある。王(2011)では、祝詞に用例があり「くさぐさのもの」と訓読されてきた「雑物」の語について、漢音「ざつづつ」または呉音「ぞうもつ」と音読すべきであると述べている。祝詞は宣命と同様、口頭で述べられるものであるため、その語彙は当然のように訓読するものと見なされてきた。しかし、今後は、祝詞や宣命の使用語彙の性格について、さらに精査していく必要があると考えている。

参考文献

王小林『日本古代文献の漢籍受容に関する研究』、和泉書院、2011

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1件)

池田幸恵、「五国史」宣命の漢語語彙、国語と教育、査読無、41、2016、pp.177-186

〔学会発表〕(計 1件)

呉寧真、池田幸恵、須永哲矢、「『日本語歴史コーパス 上代編 宣命』の構築と公開」、通時コーパス」シンポジウム 2019、2019

〔図書〕(計 1件)

池田幸恵他、清文堂、論集古代語の研究、2017、315p. (pp.227-248)

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。